

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	金融庁
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

【記載要領】

- 「1 手続の概要及び電子化の状況」については、「基本計画の対象手続一覧表」に基づき、基本計画の作成対象となる事項について、手続の概要及びその電子化の状況を記載する。
- 「2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）」については、「基本計画の対象手続一覧表」のうち、基本計画の作成対象となる各事項について、コスト削減の取組内容及びスケジュールを記載する。その際、①規制そのものの見直し、行政手続の簡素化、IT化についての検討、②行政手続簡素化3原則に沿った対応の検討、③行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項、について検討した結果、盛り込める内容を記載する。
また、「省庁間の連携が必要な取組」、「地方公共団体の理解・協力が必要な取組」については、その旨を記載し、取組の内容を説明する。
取組期間が3年を超える場合には、その必要性について十分な説明を記載する。
- 「3 コスト計測」の「1. 選定理由」については、基本計画の作成対象となる事項のうち、コスト計測の対象とする各事項について、その選定理由を記載する。
「2. コスト計測の方法及び時期」については、選定した各事項について、作業時間の計算方法及び計測時期を記載する。なお、計測時期については、その判断の根拠を明確に記載する。

A. 預金取扱金融機関等（銀行法等）

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 銀行等の日本における営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出 等

① 手続の概要

例えば、銀行法第8条第1項に基づき、銀行は、支店その他の営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止をしようとするときは届け出なければならない等、営業を行うにあたって、所定の事由について法令上各種届出等が必要とされている。

② 電子化の状況

600件/15955件

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 銀行等の日本における営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出 等

◎ 行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）

例えば、銀行法第8条第1項に基づく、日本における営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出などは、現在、e-Govを用いたオンライン上の手続も可能になっているが、金融機関の現場において、当該手続の周知が進んでおらず、十分に活用されていない状況となっている。

平成30年に、当該手続を活用しうる金融機関の現状・意見についてヒアリングを行ったところ、電子化対応手続きや電子提供される様式等の拡充、添付書類の別途の書面による提出、金融機関等での態勢構築等の課題が確認された。

金融庁においては、こうした状況も踏まえつつ、金融機関と行政のコスト削減、ICTを活用した監督の実現、届出・認可等に当たっての適正な情報確認・保存等を図る観点から、電子化対応手続きや様式等の電子提供の拡充、添付書類の提出環境改善等を行い、これらを実現次第、原則として届出等を電子で受けることとし、この旨を金融機関等に周知することで、届出等に係るコストを削減する。

この他、業界との意見交換会等を通じて、上記周知や金融機関への協力要請等を行うほか、電子申請可能な手続の一覧化その他のシステムの利便性の向上といった方策をとることにより、オンラインでの各種届出等の提出を促し、令和2年3月頃までに、金融機関の届出等にかかるコストを削減する。

また、現在、e-Gov電子申請システムでの手続に対応していない手続については、平成30年中にオンライン化阻害要因を精査したところ、添付書類の提出環境改善等が図られない場合におけ

る現物確認の必要性等が課題として確認された。

こうした点も踏まえて、添付書類の提出環境改善等を必要とする手続きについては、上記のとおり改善を進めつつ、他の実現可能な手続について、令和元年中にオンライン上での届出が可能となるよう、所要の態勢整備に着手するとともに、利用促進に向け業界周知を行うことにより、オンラインでの各種届出等の提出を促し、令和2年3月頃までに事業者の届出等にかかるコストを削減する。

◎ 書類の記載事項の見直し 等

既の実施している年次での点検や、過剰な資料提出要求の防止の取組の中で、届出等に関する記載について、他の法令により公表が求められている事項の提出に関して、簡略化又は省略を可能とする等の、事務の効率化に資する方向での記載事項の見直しを検討する。

3 コスト計測

1. 選定理由

(1) 銀行等の日本における営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出 等

・ 日本における営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出

銀行法第8条第1項に基づく、日本における営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出は、平成28年度1年間で270件である一方、オンラインでの提出が認められているにも関わらず、オンラインでの件数は平成28年度は1年間で1件も行われていないことから、オンライン手続の利用促進により、大幅なコスト削減が望めるため。

・ 営業開始等の届出

銀行法第53条第1項に基づく営業開始等の届出は、平成28年度1年間で2185件である一方、オンラインでの提出が認められているにも関わらず、オンラインでの件数は平成28年度は1年間で1件も行われていないことから、オンライン手続の利用促進により、大幅なコスト削減が望めるため。

2. コスト計測の方法及び時期

(1) 銀行等の日本における営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出 等

・ 日本における営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出

(コスト計測の方法)

行政手続コスト

= (届出1件当たりの事業者の作業時間及び紙での届出にかかる事業者の往復時間) × (年間件数)

※ コスト計測に当たっては、いくつかの事業者を選定した上で、届出作成にかかる時間、届出の際の移動時間等についてヒアリングを実施する等のサンプル調査を行うことで算定することとする。

(コスト計測の時期)

コスト計測については平成29年12月に実施したものにに基づき、簡易的に試算。

・ 営業開始等の届出

(コスト計測の方法)

行政手続コスト

= (届出1件当たりの事業者の作業時間及び紙での届出にかかる事業者の往復時間) × (年間件数)

※ コスト計測に当たっては、いくつかの業者を選定した上で、届出作成にかかる時間、届出の際の移動時間等についてヒアリングを実施する等のサンプル調査により算定することとする。

(コスト計測の時期)

コスト計測については平成29年12月に実施したものにに基づき、簡易的に試算。

B. 保険会社等（保険業法等）

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 保険会社等の役員の選任・退任の届出 等

① 手続の概要

例えば、保険業法第127条第1項に基づき、保険業を開始したときや役員の選任・退任があった場合、子会社対象会社を子会社としようとする場合、資本金の額又は基金の総額の増額をする

場合はその届出を行わなければならない等、営業を行うにあたって、所定の事由について法令上各種届出等が必要とされている。

- ② 電子化の状況
134 件/5745 件

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

（1）保険会社等の役員の選任・退任の届出 等

◎ 行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）

例えば、保険業法第 127 条第 1 項に基づく各種届出について、現在、e-Gov 電子申請システムでの手続に対応していない。このような手続に関して、平成 30 年中にオンライン化阻害要因を精査したところ、添付書類の提出環境改善等が図られない場合における現物確認の必要性等が課題として確認された。

こうした点も踏まえて、添付書類の提出環境改善等を必要とする手続きについては、後述の環境整備や、電子申請可能な手続の一覧化その他のシステムの利便性の向上といった改善を進めつつ、他の実現可能な手続について令和元年中にオンライン上での届出が可能となるよう、所要の態勢整備に着手するとともに、利用促進に向け業界周知を行うことにより、オンラインでの各種届出等の提出を促し、令和 2 年 3 月頃までに保険会社等の届出等にかかるコストを削減する。

現在、e-Gov を用いたオンライン上の手続が可能なる手続については、平成 30 年に当該手続を活用しうる金融機関の現状・意見についてヒアリングを行ったところ、電子化対応手続きや電子提供される様式等の拡充、添付書類の別途の書面による提出、金融機関等での態勢構築等の課題が確認された。

金融庁においては、こうした状況も踏まえつつ、金融機関と行政のコスト削減、ICT を活用した監督の実現、届出・認可等に当たっての適正な情報確認・保存等を図る観点から、電子化対応手続きや様式等の電子提供の拡充、添付書類の提出環境改善等を行い、これらを実現次第、原則として届出等を電子で受けることとし、この旨を金融機関等に周知することで、届出等に係るコストを削減する。

この他、業界との意見交換会等を通じて、上記周知や保険会社等への協力要請等を行うほか、電子申請可能な手続の一覧化その他のシステムの利便性の向上といった方策をとることにより、オンラインでの各種届出等の提出を促し、令和 2 年 3 月頃までに、保険会社等の届出等にかかるコストを削減する。

◎ 書類の記載事項の見直し 等

既に実施している年次での点検や、過剰な資料提出要求の防止の取組の中で、届出等に関する記載について、他の法令により公表が求められている事項の提出に関して、簡略化又は省略を可能とする等の、事務の効率化に資する方向での記載事項の見直しを検討する。

3 コスト計測

1. 選定理由

（1）保険会社等の役員の選任・退任の届出 等

・ 保険会社の役員の選任・退任等の届出

保険業法第 127 条第 1 項等に基づく、保険会社の役員の選任・退任等の届出は、現在オンライン化はなされておらず、平成 28 年度 1 年間で 4633 件であるため、オンライン手続を可能にすることで大幅なコスト削減が望めるため。

・ 少額短期保険業者の役員の選任・退任等の届出

保険業法第 272 条の 21 第 1 項に基づく、少額短期保険業者の役員の選任・退任等の届出は、現在オンライン化はなされておらず、平成 28 年度 1 年間で 344 件であるため、オンライン上の届出を可能にすることでコスト削減が望めるため。

2. コスト計測の方法及び時期

（1）保険会社の役員の選任・退任の届出 等

・ 保険会社等の役員の選任・退任等の届出

（コスト計測の方法）

行政手続コスト

= (届出 1 件当たりの事業者の作業時間及び紙での届出にかかる事業者の往復時間)

× (年間件数)

※ コスト計測に当たっては、いくつかの事業者を選定した上で、届出作成にかかる時間、

届出の際の移動時間等についてヒアリングを実施する等のサンプル調査を行うことで算定することとする。

(コスト計測の時期)

コスト計測については平成 29 年 12 月に実施済。

- ・ 少額短期保険業者の役員の選任・退任等の届出

(コスト計測の方法)

行政手続コスト

＝ (届出 1 件当たりの事業者の作業時間及び紙での届出にかかる事業者の往復時間) × (年間件数)

※ コスト計測に当たっては、いくつかの事業者を選定した上で、届出作成にかかる時間、届出の際の移動時間等についてヒアリングを実施する等のサンプル調査を行うことで算定することとする。

(コスト計測の時期)

コスト計測については平成 29 年 12 月に実施したものにに基づき、簡易的に試算。

C. 金融商品取引業者等（金融商品取引法等）

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 金融商品取引業者等の事業報告書の提出 等

① 手続の概要

例えば、金融商品取引法第 46 条の 3 第 1 項等に基づき、金融商品取引業者等は、事業年度ごとに事業報告書を作成し、これを提出しなければならない等、営業を行うにあたって、所定の事由について、法令上各種届出等が必要とされている。

② 電子化の状況

19960 件/58633 件

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 金融商品取引業者等の事業報告書の提出 等

◎ 行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）

例えば、金融商品取引法に基づく金融商品取引業者等による各種届出等については、オンライン上の手続が可能となっているが、多くの手続については、オンライン上のシステムが利用されていない。

こうした状況を踏まえ、平成 30 年において、当該手続を活用しうる金融機関の現状・意見についてヒアリングを行ったところ、電子化対応手続き数、申請提供される様式等の数、添付書類の別途の書面による提出、金融機関等での態勢構築等の課題が確認された。

金融庁においては、こうした状況も踏まえつつ、金融機関と行政のコスト削減、ICT を活用した監督の実現、届出・認可等に当たっての適正な情報確認・保存等を図る観点から、電子化対応手続きや様式等の電子提供の拡充、添付書類の提出環境改善等を行い、これらを実現次第、原則として届出等を電子で受けることとし、この旨を金融機関等に周知することで、届出等に係るコストを削減する。

この他、業界との意見交換会等を通じて、上記周知や事業者の協力要請等を行うほか、電子申請可能な手続の一覧化その他のシステムの利便性の向上を図るといった方策をとることにより、オンライン化を推進し、令和 2 年 3 月頃までに事業者の届出等にかかるコストを削減する。

また、現在、e-Gov 電子申請システムでの手続に対応していない手続については、平成 30 年中にオンライン化阻害要因を精査したところ、添付書類の提出環境改善等が図られない場合における現物確認の必要性等が課題として確認された。

こうした点も踏まえて、添付書類の提出環境改善等を必要とする手続きについては、上記のとおり改善を進めつつ、他の実現可能な手続について、令和元年中にオンライン上での届出が可能となるよう、所要の態勢整備に着手するとともに、利用促進に向け業界周知を行うことにより、オンラインでの各種届出等の提出を促し、令和 2 年 3 月頃までに事業者の届出等にかかるコストを削減する。

◎ 書類の記載事項の見直し 等

既に実施している年次での点検や、過剰な資料提出要求の防止の取組の中で、届出等に関する記載について、他の法令により公表が求められている事項の提出に関して、簡略化又は省略を可

能とする等の、事務の効率化に資する方向での記載事項の見直しを検討する。

3 コスト計測

1. 選定理由

- (1) 金融商品取引業者等の事業報告書の提出 等
- 登録金融機関による事業報告書の提出
金融商品取引法第 48 条の 2 第 1 項に基づき、登録金融機関は、事業年度ごとに事業報告書を作成し、これを提出することとされている。当該事業報告書は、平成 28 年度 1 年間で 1166 件と多数に上るが、このうち、オンライン手続件数はわずか 21 件であったことから、オンライン化の利用促進による大幅なコスト削減が望めるため。
 - 金融商品取引業者等による休止等の届出
金融商品取引法第 50 条第 1 項に基づき、金融商品取引業者等は、業務を休止、又は再開したとき等に、届出をすることとされている。当該届出については、平成 28 年度 1 年間で 6194 件と多数に上るが、このうち、オンライン手続件数はわずか 95 件であったことから、オンライン化による大幅なコスト削減が望めるため。

2. コスト計測の方法及び時期

- (1) 金融商品取引業者等による事業報告書の提出 等
- 登録金融機関による事業報告書の提出
(コスト計測の方法)
行政手続コスト
＝ (事業報告書 1 件当たりの事業者の作業時間及び紙での提出にかかる事業者の往復時間) × (年間件数)
※ コスト計測に当たっては、いくつかの事業者を選定した上で、事業報告書作成にかかる時間、提出の際の移動時間等についてヒアリングを実施する等のサンプル調査を行うことで算定することとする。
(コスト計測の時期)
コスト計測については、平成 29 年 12 月に実施済。
 - 金融商品取引業者等による休止等の届出
(コスト計測の方法)
行政手続コスト
＝ (届出 1 件当たりの事業者の作業時間及び紙での届出にかかる事業者の往復時間) × (年間件数)
※ コスト計測に当たっては、いくつかの事業者を選定した上で、届出作成にかかる時間、届出の際の移動時間等についてヒアリングを実施する等のサンプル調査を行うことで算定することとする。
(コスト計測の時期)
コスト計測については、平成 29 年 12 月に実施したものにに基づき、簡易的に試算。

D. その他

1 手続の概要及び電子化の状況

D-1. 貸金業者（貸金業法）

- (1) 貸金業の登録の更新、貸金業者の基本的事項の変更の届出、事業報告書の提出 等
- ① 手続の概要
例えば、貸金業を営む場合は、内閣総理大臣又は都道府県知事の登録が必要であるが、当該登録は 3 年ごとに更新を受けなければ効力を失うため、貸金業法第 3 条第 2 項に基づき、貸金業者は 3 年ごとに登録の更新申請を行っている。
また、営業を開始する際はその旨の届出を行い、貸金業を営む際に申請した項目に関して変更がある場合の届出、事業年度ごとの事業報告書の提出等、営業を行うにあたって、所定の事由について法令上各種届出等が必要とされている。
- ② 電子化の状況
0 件/7233 件

D-2. 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

(1) 特定目的会社の商号、営業所の名称及び所在地等の変更又は資産流動化計画の変更の届出 等

① 手続の概要

例えば、資産の流動化に関する法律第9条第1項に基づき、特定目的会社は、資産の流動化に係る業務を行う際に予め届け出た、商号・営業所の名称、所在地等の変更又は資産流動化計画に変更がある場合の届出、事業年度ごとの事業報告書の提出等、営業するにあたって、所定の事由について法令上各種届出等が必要とされている。

② 電子化の状況

0件/1802件

D-3. 前払式支払手段発行者・資金移動業者（資金決済に関する法律）

(1) 第三者型発行者の変更届出 前払式支払手段の発行に関する報告 等

① 手続の概要

例えば、前払式支払手段を発行する場合等は、資金決済に関する法律第11条第1項に基づく事業を営む際に申請した項目に関して変更がある場合の届出、資金決済に関する法律第23条第1項に基づく基準日ごとの前払式支払手段の未使用残高や発行保証金の額の報告等、営業を行うにあたって、所定の事由について法令上各種届出等が必要とされている。

② 電子化の状況

7件/9476件

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

D-1. 貸金業者（貸金業法）

(1) 貸金業の登録の更新、貸金業者の基本的事項の変更の届出、事業報告書の提出 等

◎ 行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）

貸金業法に係る申請・届出に関しては、登録貸金業者の大半が都道府県登録の業者であることから、現在、e-Gov 電子申請システムは対応していない状態である。

他方で、オンライン化の推進は、事業者負担の軽減につながるものと思料されることから、平成30年中にオンライン化阻害要因を精査したところ、添付書類の提出環境改善等が図られない場合における現物確認の必要性等が課題として確認された。

こうした点も踏まえて、添付書類の提出環境改善等を必要とする手続については、上記の環境整備や、電子申請可能な手続の一覧化その他のシステムの利便性の向上といった改善を進めつつ、他の実現可能なものについては、令和元年中にオンライン上での届出が可能となるよう、所要の態勢整備に着手するとともに、利用促進に向け業界周知を行うことにより、オンラインでの各種申請・届出等の提出を促し、令和2年3月頃までに事業者の申請・届出等にかかるコストを削減する。

◎ 書類の記載事項の見直し 等

既に実施している年次での点検や、過剰な資料提出要求の防止の取組の中で、届出等に関する記載について、他の法令により公表が求められている事項の提出に関して、簡略化又は省略を可能とする等の、事務の効率化に資する方向での記載事項の見直しを検討する。

例えば、貸金業法第24条の6の9に基づく事業報告書について、貸金業法第24条の6の10等に基づく業務報告書との重複部分に係る作成の事務負担を事業者ヒアリングの上、記載事項の簡素化が可能か検討を行う。

D-2. 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

(1) 特定目的会社の商号、営業所の名称及び所在地等の変更又は資産流動化計画の変更の届出 等

◎ 行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）

資産の流動化に関する法律に係る申請・届出に関しては、大半が、現在、e-Gov 電子申請システムは対応していない状態である。

このような手続に関しては、平成30年中にオンライン化阻害要因を精査したところ、添付書類の提出環境改善等が図られない場合における現物確認の必要性等が課題として確認された。

こうした点も踏まえて、添付書類の提出環境改善等を必要とする手続については、上記の環境整備や、電子申請可能な手続の一覧化その他のシステムの利便性の向上といった改善を進めつつ、他の実現可能なものについては、令和元年中にオンライン上での届出が可能となるよう、所

要の態勢整備に着手するとともに、利用促進に向け業界周知を行うことにより、オンラインでの各種申請・届出等の提出を促し、令和2年3月頃までに事業者の申請・届出等にかかるコストを削減する。

◎ 書類の記載事項の見直し 等

既を実施している年次での点検や、過剰な資料提出要求の防止の取組の中で、届出等に関する記載について、他の法令により公表が求められている事項の提出に関して、簡略化又は省略を可能とする等の、事務の効率化に資する方向での記載事項の見直しを検討する。

D-3. 前払式支払手段発行者・資金移動業者（資金決済に関する法律）

(1) 第三者型発行者の変更届出 前払式支払手段の発行に関する報告 等

◎ 行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）

資金決済に関する法律に係る申請・届出に関しては、大半が、現在、e-Gov 電子申請システムは対応していない状態である。

このような手続に関しては、平成30年中にオンライン化阻害要因を精査したところ、添付書類の提出環境改善等が図られない場合における現物確認の必要性等が課題として確認された。

こうした点も踏まえて、添付書類の提出環境改善等を必要とする手続については、上記の環境整備や、電子申請可能な手続の一覧化その他のシステムの利便性の向上といった改善を進めつつ、他の実現可能なものについては、令和元年中にオンライン上での届出が可能となるよう、所要の態勢整備に着手するとともに、利用促進に向け業界周知を行うことにより、オンラインでの各種申請・届出等の提出を促し、令和2年3月頃までに事業者の申請・届出等にかかるコストを削減する。

◎ 書類の記載事項の見直し 等

既を実施している年次での点検や、過剰な資料提出要求の防止の取組の中で、届出等に関する記載について、他の法令により公表が求められている事項の提出に関して、簡略化又は省略を可能とする等の、事務の効率化に資する方向での記載事項の見直しを検討する。

3 コスト計測

1. 選定理由

D-1. 貸金業者（貸金業法）

(1) 貸金業の登録の更新、貸金業者の基本的事項の変更の届出、事業報告書の提出 等

・ 事業報告書の提出

貸金業法第24条の6の9に基づく事業報告書の提出は、平成28年度1年間で1886件と多数に上ることから、オンライン手続が利用可能になれば、大幅なコスト削減が望めるため。

D-2. 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

(1) 特定目的会社の商号、営業所の名称及び所在地等の変更又は資産流動化計画の変更の届出 等

・ 特定目的会社の事業報告書の提出

資産の流動化に関する法律第216条に基づく、事業報告書の提出は、平成28年度1年間で850件と年間件数も多く、オンライン手続の利用促進により、大幅なコスト削減が望めるため。

D-3. 前払式支払手段発行者・資金移動業者（資金決済に関する法律）

(1) 第三者型発行者の変更届出 前払式支払手段の発行に関する報告 等

・ 前払式支払手段の発行に関する報告

資金決済に関する法律第23条第1項に基づく、前払式支払手段の発行に関する報告は、平成28年度1年間で3853件と年間件数も多く、オンライン手続の利用促進により、大幅なコスト削減が望めるため。

2. コスト計測の方法及び時期

D-1. 貸金業者（貸金業法）

(1) 貸金業に関する届出等

- ・ 事業報告書の提出

(コスト計測の方法)

行政手続コスト

= (事業報告書1件当たりの事業者の作業時間及び紙での提出にかかる事業者の往復時間)
× (年間件数)

※ コスト計測に当たっては、いくつかの業者を選定した上、事業報告書作成に係る時間、提出の際の移動時間等についてヒアリングを実施する等のサンプル調査を行うことで算定することとする。

(コスト計測の時期)

コスト計測については、平成29年12月に実施したものにに基づき、簡易的に試算。

D-2. 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

(1) 特定目的会社に関する届出等

- ・ 事業報告書の提出

(コスト計測の方法)

行政手続コスト

= (事業報告書1件当たりの事業者の作業時間及び紙での提出にかかる事業者の往復時間)
× (年間件数)

※ コスト計測に当たっては、いくつかの業者を選定した上、事業報告書作成に係る時間、提出の際の移動時間等についてヒアリングを実施する等のサンプル調査を行うことで算定することとする。

(コスト計測の時期)

コスト計測については、平成29年12月に実施したものにに基づき、簡易的に試算。

D-3. 前払式支払手段発行者・資金移動業者（資金決済に関する法律）

(1) 前払式支払手段発行者・資金移動業者に関する届出等

- ・ 前払式支払手段の発行に関する報告

(コスト計測の方法)

行政手続コスト

= (報告書1件当たりの事業者の作業時間及び紙での提出にかかる事業者の往復時間)
× (年間件数)

※ コスト計測に当たっては、いくつかの事業者を選定した上、報告書作成に係る時間、提出の際の移動時間等についてヒアリングを実施する等のサンプル調査を行うことで算定することとする。

(コスト計測の時期)

コスト計測については、平成29年12月に実施したものにに基づき、簡易的に試算。

(以 上)